

「直前対策！第4類消防設備士試験 模擬テスト」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.16 問題8 (2)

免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に第1回目の講習を受けなければならない。

P.42 問題8 解説 1-2行目

講習は、都道府県知事が行い、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、その後は受講日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する必要があります。

P.82 問題8

- (1) 最初の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に講習を受けなければならない。
- (2) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に最初の講習を受けなければならない。

P.106 問題8 解説 1-2行目

- (1)(2) 講習は、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に最初の講習を受け、その後は受講日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受けなければならないので正しい。

P.229 問題8 解説 (3)

免状の交付を受けた最初は、その日以後における最初の4月1日から2年以内に受講しなければならないので誤りです。その後は受講日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する義務があります。

以上